相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡神崎町松崎八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　岡野　もと

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

事務所千葉県香取市佐原イ一二〇番地五　北新ビル三〇一号　遠藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市小松一六八番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　谷口　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

事務所千葉県千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号春日ＢＬＤ五階　秋山慎太郎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市下連雀四丁目一五番、最後の住所東京都三鷹市下連雀四丁目一五番三三―三一二号　被相続人　亡　小竹宗太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市彦島江の浦町一丁目八八三番地、最後の住所山口県下関市長府新四王司町一四番二三号　被相続人　亡　杉野　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市材木座三丁目一五七番地、最後の住所神奈川県鎌倉市材木座三丁目一番八号　被相続人　亡　白田　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

事務所横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル二階　相続財産管理人　青木　康郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒本町三丁目一一〇番地、最後の住所横浜市港北区大倉山一丁目二〇番一五号　被相続人　亡　中村　静世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市石引二丁目二五二番地、最後の住所石川県金沢市田上本町カ四五番地一

被相続人　亡　谷村　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

石川県金沢市神宮寺三丁目四番一二号

相続財産管理人　前田　勇喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡富士河口湖町大嵐五二番地、最後の住所山梨県甲府市元紺屋町一七番地一〇一号　被相続人　亡　朝比奈重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階けやき通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市三園平六八六番地、最後の住所静岡県富士郡芝川町羽鮒一二七番地の七　被相続人　亡　三瓶　民雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号

相続財産管理人　弁護士　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所愛知県海部郡甚目寺町大字中萱津字道場一一四番地　被相続人　亡　禰宜田昇山

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

愛知県あま市甚目寺稲荷新田一四番地一

相続財産管理人　村上　昭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県勝田郡奈義町中島東六五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　護

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

岡山市北区南方二丁目八番二五号大三ビル四階　大土法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薬師寺隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県玖珠郡九重町大字町田三二二九番地三九、最後の住所大分県玖珠郡九重町大字町田三二二九番地の三九　被相続人　亡　麻生　徳輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

大分県日田市中央二丁目六番三〇号

相続財産管理人　梅木　哲

第43期決算公告

平成22年11月30日

北海道河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

株式会社オーケー

代表取締役　小西　保男

貸借対照表の要旨（平成22年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	217	流動負債	436
固定資産	1,780	（賞与引当金）	(6)
		固定負債	1,668
		（退職給付引当金）	(66)
		株主資本	△106
		資本金	50
		資本剰余金	2
		（資本準備金）	(2)
		利益剰余金	△159
		（その他利益剰余金）	(△159)
		（うち当期純利益）	(163)
資産合計	1,998	負債・純資産合計	1,998